

平成17年9月21日

兵庫県知事 井戸敏三様

環境影響評価審査会

会長 藤井正美

計画段階における環境アセスメント制度の導入のあり方について（答申）

平成14年11月18日付け諮問第74号で諮問のあった標記のことについては、別紙のとおり答申します。

なお、現状では、本格的な戦略的環境アセスメントの実施事例はまだ少ないため、本県における制度化に当たっては、本答申を踏まえ、計画段階環境アセスメントの試行を行い、必要に応じて、技術指針等を見直し、実効性ある制度を組み立てる必要がある。

計画段階における環境アセスメント制度の導入のあり方について
(兵庫県における戦略的環境アセスメント(SEA)制度)

現行の環境アセスメント制度は、道路、ダム等の個別事業について環境保全の観点から予測評価を行って環境保全措置の検討を行うものであるが、施策や上位の計画において既に事業の枠組みが決定されていること等により、環境保全の検討の幅に限界がある等の問題が指摘されている。

このため、事業に先立つ施策や上位の計画のレベルで環境への配慮を行い、重大な環境影響を早期に回避する仕組みである戦略的環境アセスメント(SEA: Strategic Environmental Assessment)の導入が、現行の環境アセスメント制度をさらに充実発展させることとなると考えられることから、その導入のあり方について検討を行った。

1 兵庫県におけるSEA導入の基本的な考え方

(1) 現行環境アセスメント制度の課題と対応策(表1参照)

平成12年8月に環境省(当時「環境庁」)によりまとめられた「戦略的環境アセスメント総合研究会報告書」(以下「環境省報告書」という。)では、事業実施段階での環境アセスメントの課題として、

- ア 計画変更の柔軟性が低いこと
- イ 累積的影響の検討が困難であること
- ウ 複合的・相乗的影響の検討が困難であること

が挙げられている。

環境省報告書ではSEAの導入によってこれらの課題を補うことができるとされているが、兵庫県においては現行環境アセスメント制度の中にこれらの課題の対応方策をある程度組み込んでいる。

したがって、SEAの導入によりこれらの課題が実際に有効に解決できるかどうかも含め、兵庫県における現行環境アセスメント制度の課題と対応策を検討した。

ア 計画変更の柔軟性について

兵庫県の現行環境アセスメント制度においては「計画見直しが可能な時期に環境アセスメントに着手する。また、調査、予測及び評価の結果、環境保全措置のみでは環境保全目標を満足しない場合には、事業計画を見直し、再評価を行う。」としている。しかし、現実的には、上位の計画で事業の位置・規模・土地利用が決定されており、現行環境アセスメント手続きの段階では十分な計画内容の見直しが困難であることが多い。

このため、現行環境アセスメント手続きに先行する地域の種々の開発整備事業を包括する上位計画や開発整備事業の基本計画(以下「上位計画等」という。)の策定時に環境配慮を盛り込むための方策(兵庫県版SEA)を構築することが有効である。

イ 累積的影響について

兵庫県の現行環境アセスメント制度においては、許認可法ごとの事業単位だけではなく、全体計画も対象事業としている。たとえば、新都市開発事業等の面的整備事業については、立地が予想される工場、住宅、道路、衛生施設等の全体の排出量を推定し、環境影響の予測及び評価を行っており、造成後の個々の施設等の累積影響は事前に予測及び評価されている。

また、環境に特に配慮すべき地域を特別地域として、対象事業の規模要件を他の地域よりも小さくして環境影響をきめ細かく把握している。

したがって、兵庫県の現行環境アセスメント制度では、累積的影響への対応がある程度可能となっている。

なお、これらの手法で捉えきれない小規模事業の累積影響については、都市計画マスタープラン等の土地利用計画時のS E Aや現行環境アセスメント制度対象事業の規模要件の引き下げなどによる対応が可能であると考えられるが、その手法についてはさらに検討する必要がある。

また、既に環境負荷が累積した地域や、特に環境に対する配慮が必要な地域においては、現行環境アセスメント制度における特別地域の見直しや、アセスメント手法以外の制度の導入（地域全体の環境負荷を抑制する総量規制や立地規制等）についても検討する必要がある。

ウ 複合的・相乗的影響について

兵庫県の現行環境アセスメント制度においては、対象事業に複合開発整備事業を規定するとともに、手続きの併合規定を設けて複数の事業者が関連する事業を実施する場合には代表者を定めて併せて手続きを行うことができる仕組みを整備している。

したがって、兵庫県の現行環境アセスメント制度では、複合的・相乗的影響への対応がある程度可能となっている。

なお、複合的・相乗的影響の検討をさらに効果的に行うには、複合開発整備事業の環境アセスメントを早期に実施する必要がある。

現行環境アセスメント制度の課題のうち、特に計画変更の柔軟性についての確に対応し補完する手段として、S E Aを導入することが適当である。

累積的影響や複合・相乗的影響に対する予測及び評価については、地域全体の土地・空間利用のレイアウトを決定する計画に対するS E Aや、現行環境アセスメント制度の対象事業や規模要件の見直し、総量規制や立地規制等のS E A手法以外の方策についても検討する必要がある。

(2) 兵庫県版S E Aの基本的な考え方

兵庫県では、S E Aを現行環境アセスメント手続きより前の段階での環境配慮の手段として位置付け、現行環境アセスメント手続きに先行する上位計画等の段階で、抽象的概括的な環境配慮ではない有効な環境配慮を実施することを求めることとする。

このため、兵庫県版S E Aの名称を、このとりまとめにおいては「計画段階環境アセスメント」とする。

現行環境アセスメント制度の課題に的確に対応し補完する手段として、現行環境アセスメント手続きに先行する上位計画等の段階でS E Aを実施し、このとりまとめにおける名称を「計画段階環境アセスメント」とする。

(3) 政策に対するS E Aについて

計画を超えた政策レベルでのS E A導入の必要性が指摘されていることから、政策評価における環境配慮のあり方等について調査・分析を進め、国等の検討状況を踏まえつつ、望ましい社会のあり方を示すビジョンなどの政策に対するS E Aの導入手法について引き続き検討する必要がある。

政策に対するS E Aの導入手法について引き続き検討する必要がある。

2 計画段階環境アセスメントの基本的な考え方

(1) 計画段階環境アセスメントと計画策定プロセス

計画策定プロセスは、複数案からの絞り込みをしたり、案を修正したりして計画熟度を高めていくプロセスであるため、各段階で社会・経済面からの検討に環境配慮を組み込みながら計画熟度を高めていくとともに、検討過程の透明性・客観性を確保することが重要である。

そのため、近年、公共事業の計画策定においては、計画の早い段階から住民参画の導入を図り、計画策定プロセスの透明性・客観性を高め、住民等の意見を反映することが求められてきており、計画段階での住民参画のガイドライン等も国により示されている。

また、S E Aは、環境配慮のための判断材料を計画策定者に提供するシステムであると考えられており、地域住民や専門家等によって広範に保有されている環境情報の収集が必要である。

環境省報告書においても、計画策定に当たって十分な環境情報を収集し環境配慮を適切に行うためには、S E Aに公衆や専門家の関与が必要であるとされている。

これらのことから、計画策定プロセスと連携した計画段階環境アセスメント制度を構築することで、策定時の環境面からの検討をより効果的・効率的に行うことができると考えられる。

具体的には、計画策定プロセスにおける住民参画の手続きの段階で、計画段階環境アセスメントに必要な環境情報収集も併せて実施すること、計画策定プロセスにおける環境配慮について、知事（環境局）がS E Aの審査を行う前に、知事（環境局）が環境に関する情報提供・助言のできる体制を整備することでより有効な環境配慮を促すことなどが挙げられる。

なお、計画策定プロセスとの連携に際しては、環境面からの検討が埋没しないように、計画策定段階での環境配慮と評価についてとりまとめた環境事前配慮検討書を作成することが不可欠である。計画策定プロセスにおける住民参画の段階では、この環境事前配慮検討書を計画原案とともにわかりやすく住民等に示して、環境情報を適切に収集することが必要となる。

計画策定プロセスにおける住民参画手法の構築においても、計画段階環境アセスメントに必要な環境情報を広範囲に収集できるよう、情報収集の範囲などに考慮がなされることが望まれる。

また、計画策定プロセスにおける住民参画の段階での環境情報収集を補完するためにも、環境局・環境専門家の関与が重要であると考えられる。

計画策定時の環境面からの検討を効果的・効率的に行うために、計画策定プロセスと連携した計画段階環境アセスメント制度を構築することが望ましい。

(2) 計画段階環境アセスメントにおける環境配慮

現行環境アセスメント手続き段階では、通常、環境保全措置による環境影響の低減・代償措置の検討にとどまっているため、計画段階環境アセスメントでは、いったん損なわれると取り戻すことのできない貴重な自然環境の破壊や対症療法的な手段では解決できない重大な生活環境への影響などの「不可逆な環境影響」の回避・最小化を目標とすることが望ましい。

不可逆な環境影響の回避・最小化措置の検討は、事業計画区域の位置・規模・土地利用の決定の際に保全すべき自然環境・生活環境の範囲を把握し、事業をレイアウトする

時期に行うことが必要である。

計画段階環境アセスメントは、位置・規模・土地利用が検討される時期に実施し、「不可逆な環境影響の回避・最小化」を環境配慮の目標とすることが望ましい。

(3) 計画段階環境アセスメント技術指針（別添）

計画段階環境アセスメントの実施に必要な調査・予測・評価の方法は、別紙の計画段階環境アセスメント技術指針（以下、「技術指針」という。）に示すとおりとすることが妥当である。

なお、計画段階環境アセスメントの試行的な社会実験を積み重ねて検証を行い、この技術指針について必要な修正を行ったうえ、本格実施に向けた指針とする必要がある。

3 計画段階環境アセスメント制度の手続き

(1) 計画段階環境アセスメント制度の対象計画（表2参照）

計画段階環境アセスメント制度の対象としては、現行環境アセスメント制度の対象事業の上位計画等のうち、以下のような事業の位置・規模・土地利用が検討される段階の計画とすることが適当である。なお、既に決定されている計画が、社会情勢等の変化により見直される場合についても対象とすることが望ましい。

また、計画段階では事業規模が未確定なものについても、現行環境アセスメント対象事業規模となる可能性のあるものについては、計画段階環境アセスメント対象計画とすることが望まれる。

ア 個別事業基本計画

現行環境アセスメント制度対象事業の事業基本計画のうち、有効な環境配慮が行える、できる限り早期の段階の計画。（道路の概略計画（ルート帯の選定）、新都市開発計画など）

イ 広域的開発整備計画

複数の開発整備事業を包括する広い区域に係る計画（現行環境アセスメント制度対象事業が含まれるもの）（河川整備計画、港湾計画など）

(2) 手続きの実施主体

計画策定時において環境への配慮を社会・経済面からの検討と統合するためには、計画策定者が計画段階環境アセスメントの実施主体である必要がある。

(3) 手続きの流れ（図1参照）

ア 環境事前配慮検討書の作成と報告

実施主体は、計画原案の作成過程において検討した不可逆な環境影響の回避・最小化措置案を、技術指針に基づき環境事前配慮検討書としてとりまとめる。

なお、実施主体が環境配慮を検討するに当たって、知事（環境局）が助言することができる体制を整えておくことが重要である。

イ 環境事前配慮検討書の公表と住民意見等の報告

実施主体は、計画原案を公表する際には、環境事前配慮検討書も併せて公表する。

実施主体は、住民参画により得られた環境保全に対する意見・情報及びこれに対する見解を知事に報告する。

ウ 環境事前配慮検討書の審査

知事は、環境事前配慮検討書と住民意見・情報に対する見解について、審査意見を述べる。知事意見の形成に当たっては、原則として環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

エ 計画決定

実施主体は、住民意見、知事意見及び社会・経済面の検討結果などを総合的に勘案し、計画を決定し、当該計画及び環境事前配慮書を公表する。

オ 現行環境アセスメント手続きの実施

計画段階環境アセスメントにより不可逆な環境影響の回避・最小化を検討した計画に基づき作成された事業計画について、現行環境アセスメント手続きを実施する。

(4) 手続きに参加する主体の役割

手続きに参加する主体の役割については、以下のように整理されると考えられる。

ア 計画策定者（実施主体）

社会・経済面からの検討に環境配慮を組み込みながら計画案を検討する。計画段階環境アセスメント実施に必要な地域の環境情報は、計画策定プロセスにおける住民参画等の情報交流手続き等を利用して自ら収集する。

計画案策定に当たっての環境配慮については、環境事前配慮書としてとりまとめ自ら評価を行うとともに、計画段階環境アセスメントによって得られた情報を意思決定に反映する。

イ 住民等

住民等は、計画策定プロセスにおける住民参画の段階において、住民等の立場からニーズを述べ、情報を提供することにより、計画策定の一端を担うとともに、情報交流を通じて、地域の持つ質の良い環境情報を提供する。

また、住民等が関与することにより、環境配慮検討過程の透明性・客観性が確保され、計画段階環境アセスメント手続きの公正さが向上することになる。

ウ 知事（環境局）

計画策定者が計画段階環境アセスメントを実施するに当たってのガイドラインである技術指針を公表する。

環境配慮検討の初期の段階から環境情報の提供や適切な助言を行う。環境情報の提供や助言に当たっては、必要に応じて環境影響評価審査会委員等の広範かつ専門的な意見を聴取し、住民等が持つ地域の環境情報を補完する。

計画策定者が作成した環境事前配慮検討書に対して、不可逆な環境影響の回避・最小化措置が適切であるかどうかについて審査を行い、計画策定者に意見を述べる。

(5) 計画段階環境アセスメント導入に伴う現行環境アセスメント手続の円滑化

計画段階環境アセスメント手続によって不可逆な環境影響が回避・最小化されることにより、現行環境アセスメントの段階において不可逆な環境影響に起因する手続の手戻りや中断を回避することができる。

また、計画段階環境アセスメントで実施する調査結果を現行環境アセスメント手続に利用することも可能である。

(6) 計画段階環境アセスメント手続の実施が困難なものについて

現行環境アセスメント対象事業のうち、民間事業など位置・規模・土地利用等が検討される段階が捉えにくいもの又は計画策定時の情報公開が事業の実施を著しく困難にするなど計画策定プロセスと連携する計画段階環境アセスメント手続の実施が困難なも

のについては、環境事前配慮を現行環境アセスメント制度の環境影響評価概要書に記載させることにより、従来よりもアカウンタビリティを高めることができると考えられる。

4 計画段階環境アセスメントのために整備すべき制度とツール

(1) 計画策定プロセスにおける住民参画の推進及び客観性・透明性の確保

計画段階環境アセスメントは、計画策定プロセスと連携した制度として構築するため、計画策定プロセスにおける住民参画の推進と検討過程の客観性・透明性の確保が必要である。

(2) 環境情報の収集・整備等

実施主体の有効な環境配慮を支援するためには、県における環境情報の収集と整備が重要である。特に、計画段階環境アセスメント段階で行われる事業計画区域の位置・規模・土地利用の検討における環境配慮のためには環境情報の GIS（地理情報システム）化が必要である。

また、適切な計画段階環境アセスメントの予測評価手法を開発して、実施主体の負担を軽減することが必要である。

5 計画段階環境アセスメントの制度化に当たっての留意点

(1) 計画段階環境アセスメントの試行

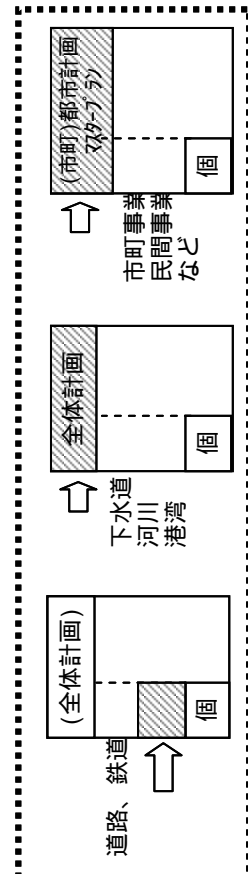
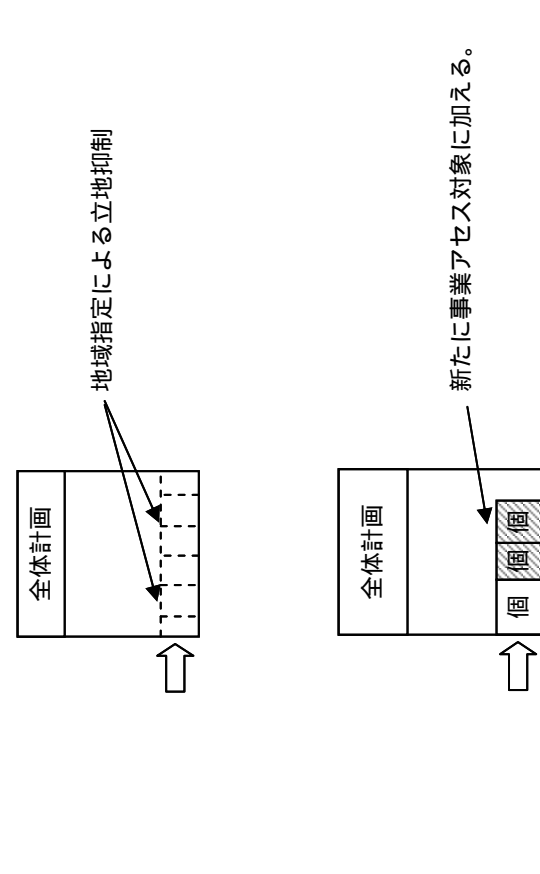
計画段階環境アセスメントのモデルケース等への適用を積み重ねることにより、課題の抽出と対応策の検討を行い、実効性ある制度を組み立てていくことが必要である。

また、計画段階環境アセスメント制度の実施に際しては、計画策定プロセスにおける住民参画や環境配慮についてのガイドライン等の整備状況を踏まえ、具体的事例を積み重ねていくことが必要である。

(2) 手続きの実施主体ごとの計画段階環境アセスメントの適用方法

計画段階環境アセスメントの制度化に当たっては、計画策定者（国・県・市町・民間）ごとに、その適用方法を十分に検討する必要がある。

表 1 兵庫県におけるアセス制度の課題と対応策

環境影響評価法の特徴と課題	兵庫県条例の特徴と課題	兵庫県条例の課題に対する対応策
<p>【許可可に先立って着手】</p> <p>事業実施段階において、事業の許可可法の手続きに先立ってアセスメントに着手する。</p>	<p>【計画見直しが可能な時期に着手】</p> <p>対象事業の計画の概要が明らかになれば、かつ、計画内容の見直しが可能な時期にアセスメントに着手する。</p> <p>【予測・評価のフィードバック】</p> <p>環境保全措置のみでは環境保全目標を満足しない場合には事業計画の見直しを行い、再評価する。</p>	<p>上位計画での環境配慮</p> <p>【兵庫県版SEAの構築】</p> <p>位置や規模が検討される段階を捉えて、兵庫県版SEA制度を導入する。</p> <p>この段階の検討経過を事業アセス段階で説明</p> 
<p>（計画変更の柔軟性が低い）</p> <p>開発事業の立案に際しては、政策や上位の計画において、既に事業の枠組みが決定されているために、環境アセスメントを事業の実施段階で行ったのでは、意思決定の段階として遅すぎ、また、検討の幅が限られてしまつたために、有効な案の検討が行えない。</p>	<p>（計画変更の柔軟性が低い）</p> <p>上位計画等で枠組みが決まるものについては、環境アセスメントを事業の実施段階で行ったのでは、検討の幅が限られてしまつたために、有効な案の検討が行えない。</p>	<p>地域全体の環境負荷の抑制</p> <p>【他制度の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな開発立地の抑制や既存の環境負荷の削減方策を検討。 環境保護法令に基づく地域指定市街化調整区域、風致地区(都市計画法)森を守る区域(緑豊かな地域環境の形成に関する条例)等 停滞水域等の埋立抑制 工場等の集中地域に大気・水質の総量規制の導入 <p>【小規模負荷の把握】</p> <p>【現行アセス制度の改善】</p> <p>必要に応じて、条例対象事業・規模要件の見直しを検討。</p> <p>地域指定による立地抑制</p> <p>新たに事業アセス対象に加える。</p> 
<p>【許可可法による事業区分】</p> <p>対象事業区分が許可可法の事業区分によるため、事業の集合体であっても、それぞれの許可可法に基づく事業毎に実施する必要がある。</p> <p>（累積的影響）</p> <p>個々の事業を対象とする環境アセスメントでは、規模の小さい事業の場合には、全体として大きな負荷をもたらす場合であっても事業の実施段階での環境アセスメントの対象としてなじまないために、個々の事業の累積的影響を検討することが困難である。</p>	<p>【事業の全体計画を対象】</p> <p>住宅団地の造成、工業団地の造成というように、許可可法の如何に関わらず、事業の全体計画をもって対象とする。（播磨科学公園都市、ひょうご情報公園都市）</p> <p>【特別地域は小規模も対象】</p> <p>環境の保全と創造について特に配慮すべき特別地域については一般地域に比べ小さい面積規模の開発整備事業を対象としている。</p> <p>（アセス対象事業以外の事業の影響）</p> <p>アセス対象となっていない開発整備事業については把握できない。</p>	<p>【複合事業を対象】</p> <p>複数事業の集合事業も複合開発整備事業として対象事業に規定している。</p> <p>【手続の併合】</p> <p>複数の事業者が一つの事業又は相互に関連する2以上の事業を実施するときは、代表者を定め、併せて、環境アセスメント手続きを行うことができる手続の併合規定を設けている。</p> <p>（アセス対象事業以外の事業の影響）</p> <p>アセス対象となっていない開発整備事業については把握できない。</p>
<p>【許可可法による事業区分】</p> <p>対象事業区分が許可可法の事業区分によるため、事業の集合体であっても、それぞれの許可可法に基づく事業毎に実施する必要がある。</p> <p>（複合的影響）</p> <p>複数の事業者が一定の地域において集中的に事業を行うことを計画している場合に、事業の実施段階での環境アセスメントでは個々の事業毎に評価が行われるためにそれらの事業の複合的・相乗的影響やそれら事業が一体となつて形成される地域環境の全体像を検討することには限界がある。</p>	<p>【複合事業を対象】</p> <p>複数事業の集合事業も複合開発整備事業として対象事業に規定している。</p> <p>【手続の併合】</p> <p>複数の事業者が一つの事業又は相互に関連する2以上の事業を実施するときは、代表者を定め、併せて、環境アセスメント手続きを行うことができる手続の併合規定を設けている。</p> <p>（アセス対象事業以外の事業の影響）</p> <p>アセス対象となっていない開発整備事業については把握できない。</p>	<p>上位計画での環境配慮</p> <p>【兵庫県版SEAの適用】</p> <p>複合開発整備事業への環境アセスメントの早期実施。</p>

個：事業アセス対象個別事業

課題に対応する時期

表2 環境アセスメント対象事業ごとの計画段階環境アセスメント対象計画

対象事業		広域的開発整備計画		個別事業基本計画		個別事業の事業アセス(現行アセス制度)	
		ターゲット	実施時期	ターゲット	実施時期	ターゲット	計画段階環境アセスメント的措置の導入方法
1 道路の建設	高速自動車国道・一般国道(直轄)	-		ルート	「市民参画型道路計画プロセス」(国土交通省)によるルート選定時	-	
	一般国道(県実施) 県道・市町道・その他道路	-		ルート	ルート選定時	-	
2 下水道終末処理場の建設		終末処理場の配置・規模	流域別下水道整備総合計画策定時	-		-	
3 ダム又は堰の建設		ダム・堰の配置・規模	河川整備計画策定時	-		-	
4 廃棄物処理施設の建設	一般廃棄物	-		位置・規模	一般廃棄物処理計画策定時など処理施設基本計画策定時	位置・規模	位置決定検討過程が捉えにくい場合は、環境影響評価概要書に位置・規模の選定理由・経過を記述
	産業廃棄物	-		位置・規模	フェニックス事業については、基本計画案の策定時	位置・規模	民間事業の場合は、施設計画策定段階を捉えにくい場合、環境影響評価概要書に位置・規模の選定理由・経過を記述
5 畜産施設の建設		-		-		位置・規模	民間事業であり施設計画策定段階を捉えにくい場合、環境影響評価概要書に位置・規模の選定理由・経過を記述
6 飛行場の建設		-		位置・規模	空港整備基本計画策定時	-	
7 工場又は事業場の建設		-		-		位置・規模	民間事業であり施設計画策定段階を捉えにくい場合、環境影響評価概要書に位置・規模の選定理由・経過を記述
8 発電所の建設	電気事業者	-		-		位置・規模	事業アセスの結果を踏まえて電源開発に係る地点の指定で位置・規模が決定される。
	電力卸供給業者	-		-		位置・規模	施設計画策定段階を捉えにくい場合、環境影響評価概要書に位置・規模の選定理由・経過を記述。
9 レクリエーション施設の建設	都市公園	-		-		形状・土地利用	事業アセス段階で、調査結果を反映し環境配慮した形状・土地利用計画に変更することが十分可能。
	運動・レジャー施設	-		位置・規模	施設基本計画の策定時(市町都市計画マスタープラン等での施設の位置・規模等の公表段階を含む)	土地利用	事業アセス段階で、調査結果を反映し環境配慮した土地利用計画に変更することが可能。
	ゴルフ場(当分の間、新設は認めていない)	-		-		-	
10 公有水面の埋め立て	重要港湾内	位置・形状	港湾計画策定時	-		-	
	その他	-		位置・形状	基本計画の策定時	-	
11 工業団地 13 住宅団地 流通業務団地	-			位置・規模	施設基本計画の策定時(市町都市計画マスタープラン等での施設の位置・規模等の公表段階を含む)	土地利用	事業アセス段階で、調査結果を反映し環境配慮した土地利用計画に変更することが可能。
14 鉄道又は軌道の建設		-		ルート	ルート選定時	-	
15 土石の採取		-		-		自然環境保全区域の設定	事業アセス段階で土地利用計画(自然環境保全区域の設定など)について、調査結果を反映することが可能。
16 複合開発整備事業		-		位置・規模	施設基本計画の策定時(市町都市計画マスタープラン等での施設の位置・規模等の公表段階を含む)	土地利用	事業アセス段階で、調査結果を反映し環境配慮した土地利用計画に変更することが可能。

：計画アセス手続きが困難なもの

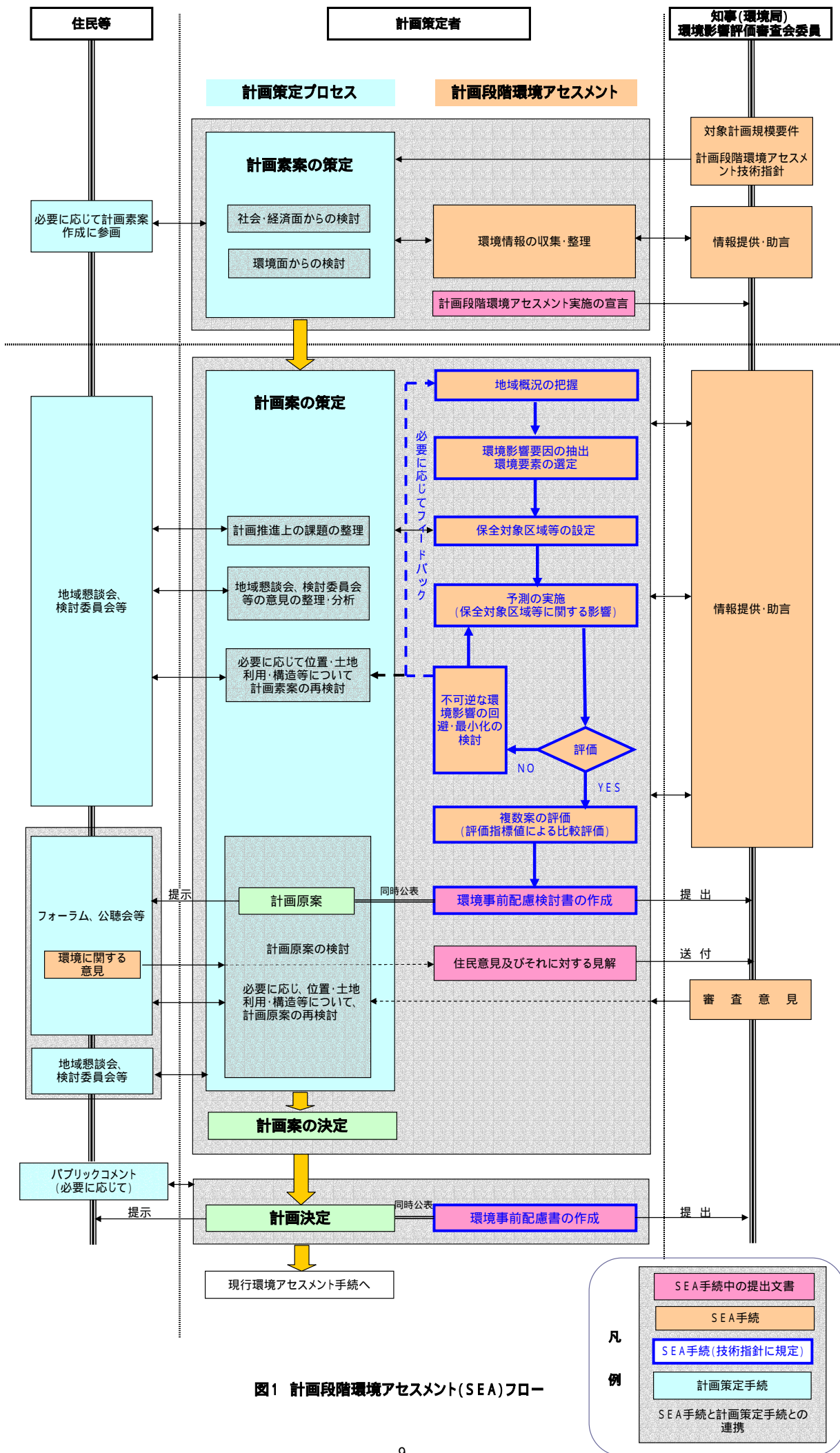


図1 計画段階環境アセスメント(SEA)フロー

計画段階環境アセスメント技術指針

第1 計画段階環境アセスメント技術指針の策定趣旨

この技術指針は、計画段階環境アセスメント（以下「SEA」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

なお、この技術指針は、技術の進展に即応して適宜その妥当性について検討を行い、最新の科学的知見を踏まえた必要な改定を行っていくものである。

第2 SEAに関する調査、予測及び評価の基本的な考え方

1 調査

調査は、原則として、既存の文献又は資料の収集整理や地元の専門家等への聞き取り調査により実施するものとする。

2 不可逆な環境影響の予測及び評価

SEAでは、いったん損なわれると取り戻すことができない貴重な自然環境や対症療法的な手段では解決できない生活環境への著しい影響（以下「不可逆な環境影響」という。）について予測及び評価を実施し、その影響の回避・最小化を検討するものとする。

そのために、予測及び評価に当たっては、環境配慮が特に必要であるため保全すべき区域又は著しい環境影響を及ぼすおそれがあるため立地を回避すべき区域（以下「保全対象区域等」という。）を適切に設定し、SEAの対象とする計画（以下「対象計画」という。）に係る事業に伴う環境影響を予測及び評価する。

3 複数案の比較のための予測及び評価

対象計画の策定過程で当該対象計画に係る事業の複数案が検討される場合には、各案について2の不可逆な環境影響の予測及び評価を実施した後、複数案を比較するための評価指標を設定し、当該指標の数値等を予測し、環境影響を評価するものとする。

なお、可能な限り、事業がもたらす環境改善効果や環境創造効果についても、明らかにする。

第3 SEAの実施に当たっての基本的な事項

1 環境影響要因

SEAで対象とする環境影響要因は、対象計画に係る事業の供用（形質の変更後の土地又は工作物において行うことが予定される事業活動その他の人の活動）において環境要素に影響を及ぼす行為及び存在（形質の変更後の土地又は工作物の存在）とする。

なお、大規模な工事（土地の形質の変更又は工作物の建築）を伴うものについては、当該工事を含むものとする。

2 環境要素

環境要素は、環境影響要因を勘案し、著しい影響を受ける可能性があるものを次表より選定するものとする。

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、 悪臭、廃棄物等、地形・地質、陸生植物、陸生動物、水 生生物、生態系、文化財、レクリエーション、景観
--

(注) 生物の区分は、上記の「陸生植物」、「陸生動物」及び「水生生物」の3要素に区分せず、「植物」及び「動物」の2要素に区分することもできる。

3 保全対象区域等

保全対象区域等は、選定した環境要素を勘案して以下の区分より選定し、区域毎に範囲を設定するものとする。

(1) 保全すべき区域

- ア 人の健康や生活環境の観点からみて特に保全する区域
- イ 貴重な自然環境の区域
 - (ア) 貴重な動植物の生息・生育区域
 - (イ) 貴重な地形・地質及び自然景観の区域
 - (ウ) 貴重な生態系を保持している区域

(2) 立地を回避すべき区域

- ア 大気汚染物質が滞留しやすい区域
- イ 埋立による潮流変化が周辺に著しい水質悪化を及ぼすおそれのある水域
- ウ 土壌汚染を拡大させるおそれのある区域
- エ 重要な地下水脈を分断するおそれのある区域
- オ その他

4 複数案の比較のための評価指標

複数案の比較のための評価指標は、選定した環境要素を勘案し、影響の程度、発生汚染物質等の発生量・排出量、環境改善・創造の効果等について、複数案の相互比較が可能なものを設定するものとする。

5 調査、予測及び評価の対象地域

調査、予測及び評価の対象地域は、存在又は供用(大規模な工事については当該工事を含む。)に伴い環境要素に影響が及ぶと考えられる地域とする。

なお、対象計画の策定過程で、代替案や追加案が検討される可能性があるため、余裕をもった地域設定を行う必要がある。

6 調査、予測及び評価の実施時期

調査、予測及び評価の実施時期は、対象計画の策定過程で、当該対象計画に係る事業の実施予定区域の範囲(複数案の検討がなされる場合には、当該複数案の

包括範囲)が概ね明らかにされる時期に実施するものとする。

なお、対象計画の策定過程で新たな計画案が検討される場合は、その都度予測及び評価を実施するものとする。

7 調査、予測及び評価の手法の選定にあたっての留意事項

計画策定者がS E Aに関する調査、予測及び評価を行うに当たっては、地域特性や計画等の特性に応じて、本指針に定める以外の調査、予測及び評価の方法を選定することができるものとする。

第4 調査、予測及び評価の実施手順

調査、予測及び評価は、図1に示す手順(単一計画案を対象とする場合は図2に示す手順)に従って実施する。

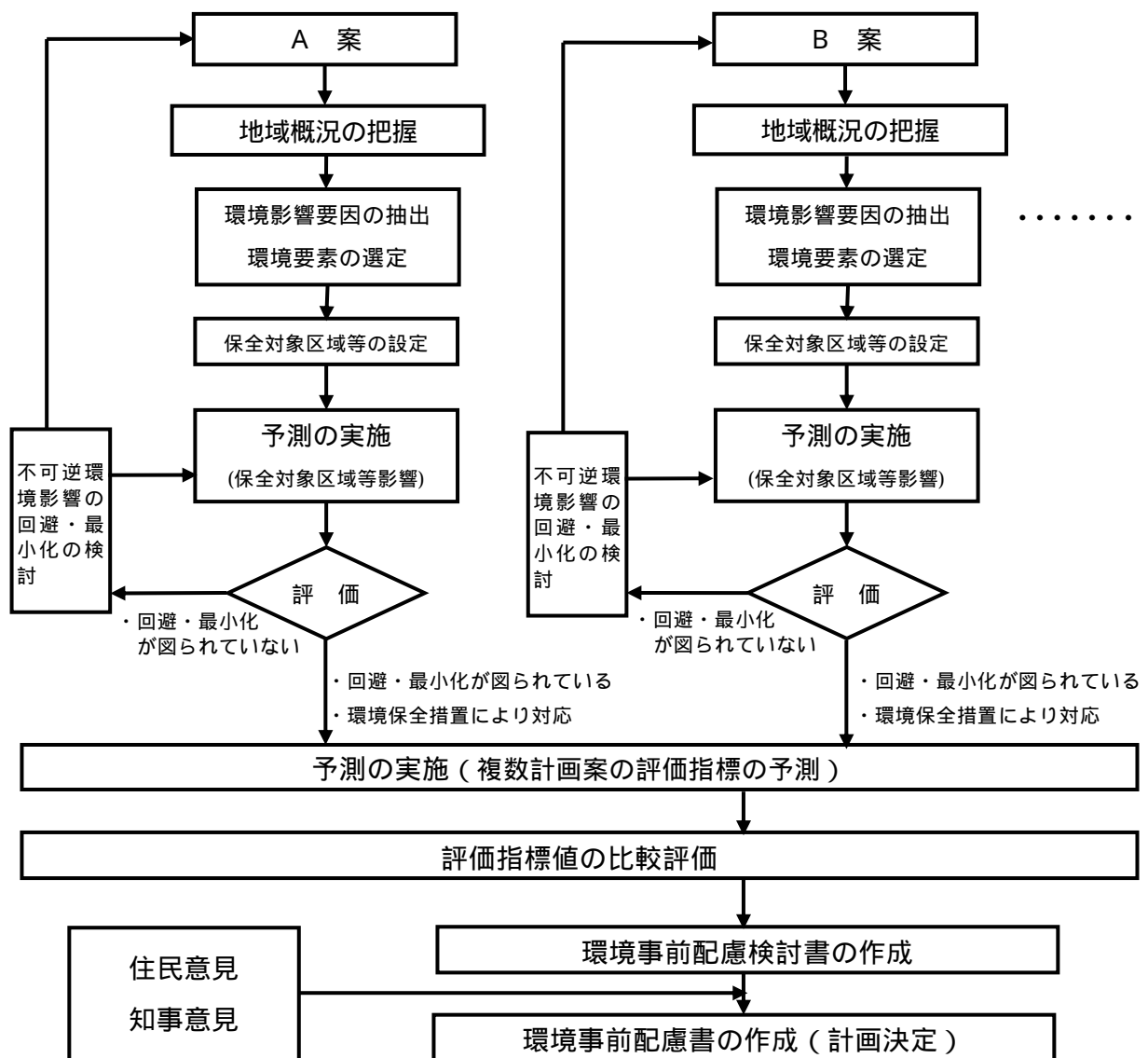


図1 調査・予測・評価の実施手順

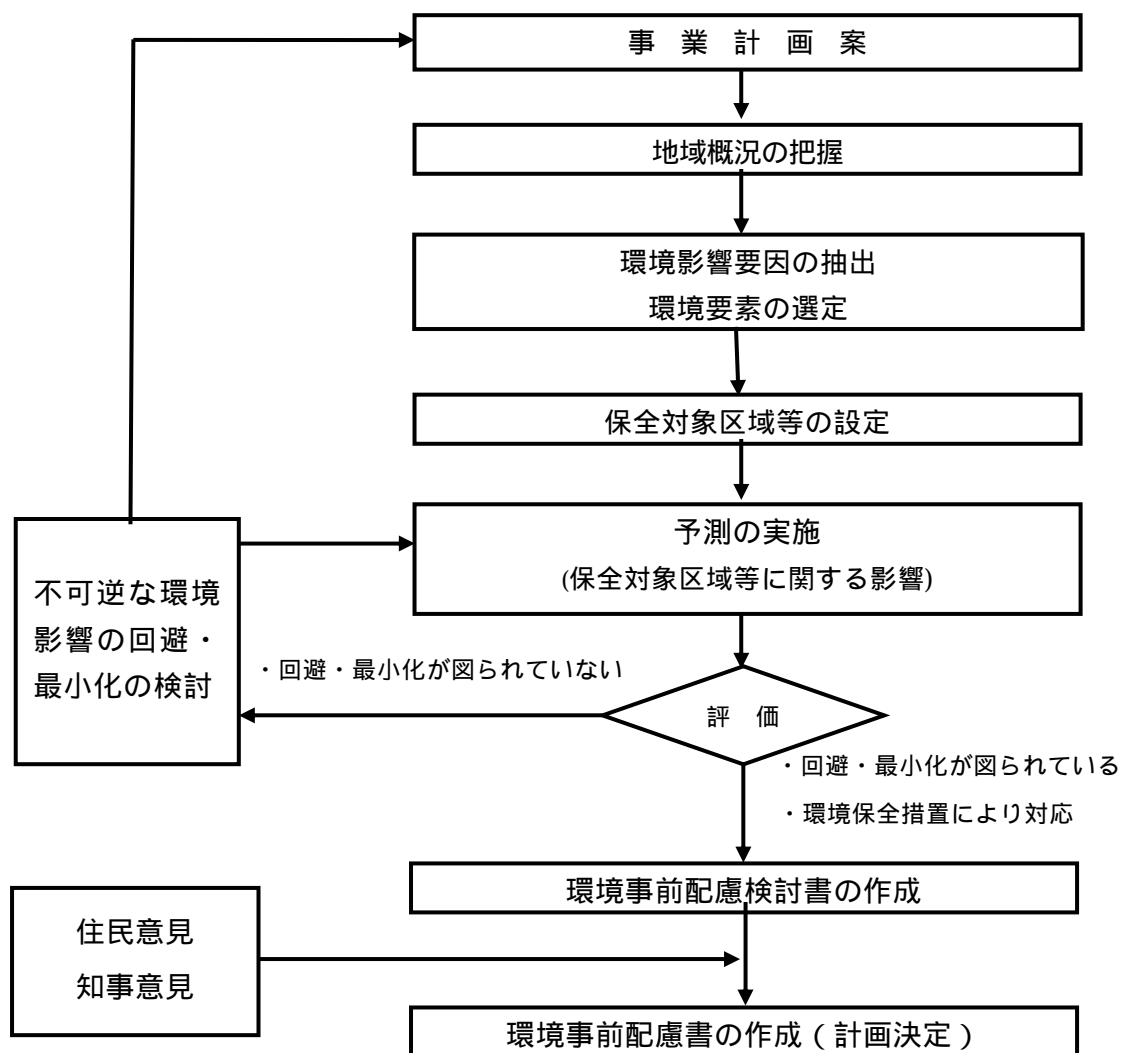


図2 調査・予測・評価の実施手順（単一計画案の場合）

1 調査の実施

(1) 地域概況の把握

対象事業の種類、位置、規模、汚染物質の排出諸元等の事業概要（以下「事業概要」という。）を勘案して、別表第1を参考に、必要な項目及び調査事項を選定する。

調査は、原則として、別表第1に示す既存の文献又は資料の収集・整理により、地域概況をとりまとめる。

なお、調査の留意点は以下のとおりである。

ア 事業予定地をあらかじめ踏査すること。

イ 地元の専門家等への聞き取りなどにより、広く環境情報の収集に努めること。

ウ 地域概況の把握のための資料は可能なかぎり最新のものとすること。

エ 既存の文献又は資料を引用する場合は、出典を明示すること。

オ とりまとめは、図表を使うなど、分かりやすい表現とすること。

(2) 環境影響要因の抽出と著しい影響を受けるおそれのある環境要素の選定

事業概要から環境影響要因を抽出し、(1)で把握した地域概況を踏まえ、環境影響要因と環境要素の関係について検討を行い、著しい影響を受けるおそれのある環境要素を選定する。

(3) 保全対象区域等の設定

(2)で選定した環境要素を踏まえ、別表第2を参考に、保全すべき対象又は回避すべき対象を抽出してそれらの保全方針又は回避方針を定め、保全対象区域等を設定する。

2 予測及び評価の実施

(1) 保全対象区域等に関する環境影響の予測及び評価

1 (3)で設定した保全対象区域等について、事業実施予定区域との位置関係を把握し、環境影響の程度を定性的に予測及び評価する。

(2) 不可逆な環境影響の回避・最小化の検討

予測及び評価の結果、保全すべき区域に著しい環境影響のおそれがあると考えられる場合及び事業実施予定区域に回避すべき区域が含まれる場合には、当該環境影響の回避・最小化措置の検討を行ったうえで、再度、予測及び評価を実施する。

(3) 複数案の比較のための予測及び評価

(2)の結果、保全対象区域等に関する影響が回避・最小化された(環境保全措置による最小化及び詳細計画策定時に回避・最小化を検討するものを含む。)計画案が複数ある場合には、1 (2)で選定した環境要素を踏まえ、別表第3を参考に、評価指標を選定し、各案について当該指標の数値等を予測する。

なお、計画策定者が自ら定めた環境配慮の指針等における環境配慮事項を評価指標として利用することもできるものとする。

予測及び評価の留意点は以下のとおりである。

ア 原則として、定量的に把握することのできる評価指標を選択すること。

なお、景観等の定量化が難しい環境要素にあっても、相互比較が可能な指標を選択すること。

イ 現状の環境の状況を考慮して評価指標を選定すること。

ウ 計画策定プロセスの中で地域住民から求められた環境の質・レベル等がある場合は、必要に応じて関連する環境要素を検討し、適切な評価指標を選定すること。

エ とりまとめは、図表を使うなど、分かりやすい表現とすること。

3 環境事前配慮検討書の作成

環境事前配慮検討書は、以下の項目をもって作成するものとする。

- (1) 調査の結果
- (2) 保全対象区域等に関する環境影響の予測及び評価結果
- (3) 不可逆な環境影響の回避・最小化の検討結果
- (4) 複数案の比較のための予測及び評価結果
- (5) その他必要な事項

なお、調査等で収集した基礎資料については、一定の期間、適切に保管するものとする。

4 環境事前配慮書の作成

計画策定プロセスにおいて、住民意見、知事意見及び社会・経済面の検討結果などを総合的に勘案して、計画を決定する。その計画に即して、環境事前配慮検討書の内容に必要な補正を加えて、環境事前配慮書を作成するものとする。

	項 目	調 査 事 項	調 査 方 法
社会的 状況	1 人口等	人口、産業、交通、土地利用、水域利用等	統計資料等から、必要事項についてとりまとめる。
	2 各種計画の策定状況等	公害防止計画その他の公害防止に係る計画、都市計画、上・下水道整備計画、各種開発計画等	それぞれの計画書等に基づき、概要についてとりまとめる。
	3 公害防止に係る指定等	環境基準と設定地域及び公害防止に係る規制基準と規制地域	法令、条例等に基づき、指定・規制の有無及びその内容についてとりまとめる。
	4 特別地域	環境影響評価に関する条例の特別地域	特別地域の分布状況についてとりまとめる。
環 境 の 状 況	1 大気汚染	(1) 気象 一般気象（風向、風速、気温、降水量等） 特異な気象（山谷風、霧等） (2) 大気質 大気質の概況	(1) 気象 「気象年報」等により、一般気象・特異な気象についてとりまとめる。 (2) 大気質 「環境白書」等により、大気質の濃度、環境基準の達成状況等についてとりまとめる。
	2 水質汚濁	(1) 水象 一 一般 【河川】流量、流況、河川の形態等 【湖沼】貯水量、水深、流入水量等 【海域】潮流、潮汐、恒流等 【地下水】地下水脈、地下水賦存量等 特異な水象（湧水、貧酸素水塊等） (2) 水質 水質の概況（地下水を含む。）	(1) 水象 「日本河川水質年鑑」、「潮流図」、「地形図」等により、一般水象、特異な水象についてとりまとめる。 (2) 水質 「環境白書」等により、公共用水域及び地下水の水質の濃度、環境基準の達成状況等についてとりまとめる。
	3 土壌汚染	土壌汚染の概況	「環境白書」等により、概要・特筆事項についてとりまとめる。
	4 騒音	騒音の概況	「環境白書」等により、騒音レベル、環境基準の達成状況等についてとりまとめる。
	5 振動	振動の概況	「環境白書」等により、振動レベル等についてとりまとめる。
	6 地盤沈下	地盤沈下の概況	「環境白書」等により、地盤沈下量等についてとりまとめる。
	7 悪臭	悪臭の概況	「環境白書」等により、苦情の状況等についてとりまとめる。
	8 廃棄物等	廃棄物等の概況	「兵庫の一般廃棄物」、「環境白書」等により、廃棄物等の処理の概要についてとりまとめる。
	9 地形・地質	一般地形（標高分布、傾斜分布、地形分類、リニアメント等）、一般地質（地質分類）、特異又は学術上価値のある地形・地質（洞窟、火山地形、断層、温泉等）等	「地形図」、「地質図」、「土地分類図（地形・地質）」等により、地形・地質の概要についてとりまとめる。
	10 陸生植物	植物相、植生、貴重な植物種又は植物群落、緑被率等	「自然環境保全基礎調査」等により、現存植生、植生自然度、緑被率等についてとりまとめる。
	11 陸生動物	動物の分布及び発生（繁殖）状況、貴重な動物種等	「自然環境保全基礎調査」等により、生息種、の分布及び発生（繁殖）状況等についてとりまとめる。
	12 水生生物	水生生物の分布及び発生（繁殖）状況、貴重な水生生物種等	「自然環境保全基礎調査」等により、水生生物の概況についてとりまとめる。
	13 生態系	地域の生態系の概要	改変される土地を中心に、関連する地域における他の環境要素の調査結果を整理し、生態系の観点から、その概要をとりまとめる。
	14 文化財	文化財の概況	「文化財保護法」等に基づき指定されている文化財（有形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物及び伝統的建造物群保存地区）並びに登録文化財及び「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地の概要についてとりまとめる。
	15 レクリエーション	レクリエーション地等の概況	観光関係資料等により、レクリエーション地・施設の概況についてとりまとめる。
	16 景観	景勝地及び景観の概況	「景観法」に基づく景観計画、「地形図」、「植生図」、「兵庫ランドスケープ・プランニング」、観光関係資料等により、良好な景観の形成に関する方針、景観構成要素の概要についてとりまとめる。

1 保全すべき区域

区分	区域等の把握方法	保全の考え方	留意事項												
人の健康や生活環境に関する区域	地形図、各種統計資料により、以下の施設等の位置を把握する。 1 集落、学校、病院、福祉施設 2 上水道水源、上水道取水点 3 文化財 4 その他	1 原則として、一定距離をとる。 2 原則として、周辺部を現状保全する。 3 原則として、当該対象物を保全する。 4 必要に応じて保全方針を決定する。	保全すべき範囲や方法については、事業の位置、規模及び現状の環境の状況を勘案のうえ、専門家や関係機関の意見を聴取し、検討する必要がある。												
貴重な自然環境の区域	貴重な動植物の生息・生育区域	原則として、貴重性のランク別に次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>保全方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生息地・自生地を全て保全</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>生息地・自生地を極力保全</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>良好な生息地・自生地の保全に努める</td> </tr> <tr> <td>要注目種</td> <td>良好な生息地・自生地の保全に努める</td> </tr> <tr> <td>地域限定種</td> <td>上記に準ずる</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	保全方針	A	生息地・自生地を全て保全	B	生息地・自生地を極力保全	C	良好な生息地・自生地の保全に努める	要注目種	良好な生息地・自生地の保全に努める	地域限定種	上記に準ずる	保全すべき範囲や方法については、専門家や関係機関の意見を聴取し、検討する必要がある。
	ランク	保全方針													
	A	生息地・自生地を全て保全													
B	生息地・自生地を極力保全														
C	良好な生息地・自生地の保全に努める														
要注目種	良好な生息地・自生地の保全に努める														
地域限定種	上記に準ずる														
貴重な地形・地質及び自然景観の区域	現状保全する。														
貴重な生態系を保持している区域	原則として、良好な生態系の区域は、現状保全する。														

2 立地を回避すべき区域

区分	区域の把握方法	回避の考え方	留意事項
大気汚染物質が滞留しやすい区域	ばい煙発生施設の建設が予定される計画について、「地形図」、「風配図」等により、地形的に大気汚染物質が滞留しやすい区域を把握する。	原則として、避ける。	回避すべき範囲や方法については、事業の位置、規模及び現状の環境の状況を勘案のうえ、専門家や関係機関の意見を聴取し、検討する必要がある。
埋立による潮流変化が周辺に著しい水質悪化を及ぼすおそれのある水域	公有水面埋立を伴う計画について、「海図」、「潮流図」等により、海峡、掘割等の狭水道などで周辺水域の潮流変化が周辺に著しい水質悪化を及ぼすおそれのある水域を把握する。		
土壌汚染を拡大させるおそれのある区域	「指定区域台帳」等により、廃棄物処分場跡地の区域等を把握する。		
重要な地下水脈を分断するおそれのある区域	地下構造物の建設が予定される計画について、「地下水マップ」等により、重要な地下水脈を分断するおそれのある区域を把握する。		
その他	対象計画の特性や地域特性に応じて、回避すべき区域があれば、当該区域を把握する。		

環境要素	評価指標	指標の作成方法	対象事業例
大気汚染	NOx排出量	道路延長、車両走行量、走行速度からNOx総排出量(概数)を試算する。	道路
	NOx最大着地地点・最大着地濃度	煙突位置・高さ、主風向により、NOxの最大着地地点・最大着地濃度(寄与濃度・概数)を試算する。	廃棄物処理施設 工場・事業場 発電所 工業団地
	最接近する民家との距離	最接近する民家及び民家との距離(概数)を推定する。	道路、鉄道 廃棄物処理施設 工場・事業場
	一定距離内の住宅等の数	一定距離内の住戸数等をカウントする。	道路、鉄道 廃棄物処理施設 工場・事業場
	アクセス道路の位置・距離・走行量	アクセス道路の位置を地図上に図示し、延長距離(概数)及び走行量(概数)を試算する。	飛行場 公有水面埋立 レクリエーション施設
	既存道路等の環境改善効果	既存道路等の走行量の減少や渋滞解消による改善効果をとりとまとめる。	道路、鉄道
水質汚濁	河川等の水質変化	放流水の影響を勘案し、河川等の水質変化を試算する。	工場・事業場 工業団地
	埋立位置・埋立面積	埋立位置・形状を地図上に図示し、埋立面積(概数)を試算する。	公有水面埋立
	河川等の水質改善効果	下水道整備による未処理排水の下水道への取り込み及び河川流量の減少、終末処理場からの放流水の影響を勘案し、河川等の水質改善効果を試算する。	下水道
騒音	WECPNL70の区域	飛行場予定位置、離発着計画により、WECPNLを計算し、70及び60以上の区域を地図上に図示する。	飛行場
	アクセス道路の位置・距離・走行量	アクセス道路の位置を地図上に図示し、延長距離(概数)及び走行量(概数)を試算する。	飛行場 公有水面埋立 レクリエーション施設
	トンネルと明かり部の延長割合	構造から、トンネルと明かり部の延長割合(概数)を試算する。	道路 鉄道
	最接近する民家との距離	最接近する民家及び民家との距離(概数)を推定し、地図上に図示する。	道路、鉄道 工場・事業場
	一定距離内の住宅等の数	一定距離内の住戸数等をカウントする。	道路、鉄道 廃棄物処理施設 工場・事業場
	ごみ収集車の延べ走行距離	ごみ処理施設の予定地及びごみ収集エリアから、ごみ収集車の延べ走行距離を試算する。	廃棄物処理施設
悪臭	最接近する民家との距離	最接近する民家及び民家との距離(概数)を推定し、地図上に図示する。	廃棄物処理施設 畜産施設
	ごみ収集車の延べ走行距離	ごみ処理施設の予定地及びごみ収集エリアから、ごみ収集車の延べ走行距離を試算する。	廃棄物処理施設
廃棄物等	土工量	切土、盛土工量(概数)を試算する。	共通
植物・動物	土地利用区分別の改変面積	事業実施予定地の土地利用区分別の改変面積(概数)を試算する。	共通
	貴重な動植物の生息・生育域の改変面積	貴重な動植物の生息・生育域のうち、改変される可能性がある面積(概数)を試算する。	共通
	土工量	切土、盛土工量(概数)を試算する。	共通
	湛水面積	ダムの位置、貯留量、湛水方法等により、湛水面積(概数)を試算し、地図上に図示する。	ダム
水生生物	温排水の放流先とのり養殖場	温排水の放流先とのり養殖場を地図上に図示する。	発電所
	埋立位置・埋立面積	埋立位置・形状を地図上に図示し、埋立面積(概数)を試算する。	公有水面埋立
景観	鳥瞰図、景観予測図	鳥瞰図や主要眺望点からの概略景観予測図を作成する。	共通(構造物)
共通	地域環境計画等で設定されている環境目標との整合	事業実施予定地の存在する市町等の環境計画等で設定されている環境目標がある場合には、その適合・整合状況を把握する。	共通

1 環境影響評価審査会委員

朝 日 稔	遠 藤 知 二
大 迫 義 人	小 谷 通 泰
川 井 浩 史	北 村 泰 寿
澤 木 昌 典	菅 原 正 孝
田 中 眞 吾	田 中 哲 夫
田 中 みさ子	辻 治 雄
中 瀬 勲	中 辻 啓 二
中 野 加都子	錦 織 千佳子
西 村 多嘉子	服 部 保
平 松 幸 三	藤 井 正 美 (会長)
別 府 庸 子	槇 村 久 子
山 口 克 人 (副会長)	山 下 淳
井 村 秀 文 (※)	大久保 規 子 (※)
竹 元 忠 嗣 (※)	福 島 徹 (※)
藤 本 真 里 (※)	※は専門委員

(1) 戦略的環境アセスメント検討部会 (SEA部会) 委員

遠 藤 知 二
澤 木 昌 典
別 府 庸 子
山 下 淳 (部会長)
井 村 秀 文 (※)
大久保 規 子 (※)
竹 元 忠 嗣 (※)
福 島 徹 (※)
藤 本 真 里 (※)

※は専門委員

(2) SEA技術指針検討部会 (指針部会) 委員

朝 日 稔
遠 藤 知 二
大 迫 義 人
田 中 眞 吾 (部会長)
中 辻 啓 二
服 部 保
平 松 幸 三
山 口 克 人
山 下 淳

2 審議経過

総会	SEA 部会	指針部会	審 議 事 項
平成 14 年 11 月 18 日			戦略的環境アセスメントの導入のあり方について諮問 国・県の取組等の状況について当局より聴取 (戦略的環境アセスメント検討部会を設置、付託)
	平成 14 年 12 月 11 日		国・先行自治体の取組状況について当局より聴取 兵庫県の現行アセス制度及び事業構想・計画決定プ ロセス等について当局より聴取・審議
	平成 15 年 1 月 15 日		事業計画の分類について当局より聴取・審議 道路及び河川事業の事業決定プロセスについて当局 より聴取・審議
	平成 15 年 1 月 30 日		面開発事業の事業決定プロセス及び個別事業の住民 関与手続きについて当局より聴取・審議 S E A における住民関与手続きについて審議
	平成 15 年 3 月 24 日		兵庫県版 S E A イメージについて審議 パブリックコメント手続実施案件について当局より聴取
	平成 15 年 12 月 17 日		審査会での検討経過及び庁内検討状況について当局 より聴取 兵庫県版 S E A の基本的な考え方(案)について当 局より聴取・審議
	平成 16 年 1 月 30 日		県におけるアセス制度の課題と対応策について審議
	平成 16 年 2 月 25 日		県におけるアセス制度の課題と対応策について審議
	平成 16 年 3 月 30 日		中間とりまとめについて審議
平成 16 年 6 月 9 日			中間とりまとめについて部会報告・審議 (S E A 技術指針検討部会を設置、付託)
		平成 16 年 12 月 13 日	S E A 技術指針(案)について審議 兵庫県版 S E A 手続き、予測及び評価の考え方につ いて当局より聴取
		平成 16 年 12 月 21 日	S E A 技術指針(案)について審議 予測及び評価の考え方について当局より聴取・審議
		平成 17 年 2 月 25 日	S E A 技術指針(案)について審議 ケーススタディについて当局より聴取・審議
		平成 17 年 3 月 23 日	S E A 技術指針(案)について審議
	平成 17 年 5 月 31 日	平成 17 年 5 月 31 日	S E A の導入のあり方及び S E A 技術指針(案)に ついて審議
平成 17 年 8 月 11 日			S E A の導入のあり方について審議
平成 17 年 9 月 21 日			答申